

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」
の制定について

令和4年5月25日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり制定しましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (統合後)	変更箇所	素形材産業分野 ※令和4年5月25日に「素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野」に統合	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野
1	P1	タイトル	特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材産業分野の基準について-	特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-
2	P1-2	規程の目的等	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を

			<p>する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、素形材産業分野についても「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。</p> <p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、素形材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支</p>	<p>定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和4年5月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。</p> <p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び</p>
--	--	--	---	--

			<p>援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年経済産業省告示第57号。以下「告示」という。）において、素形材産業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>	<p>1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>
3	P3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務【関係規定】	<p>告示第2条</p> <p>素形材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 細分類2194－鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>二 小分類225－鉄素形材製造業</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 2194 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>二 225 鉄素形材製造業</p> <p>三 235 非鉄金属素形材製造業</p>

			<p>三 小分類 2 3 5 ー非鉄金属素形材製造業</p> <p>四 細分類 2 4 2 4 ー作業工具製造業</p> <p>五 細分類 2 4 3 1 ー配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)</p> <p>六 小分類 2 4 5 ー金属素形材製品製造業</p> <p>七 細分類 2 4 6 5 ー金属熱処理業</p> <p>八 細分類 2 5 3 4 ー工業窯炉製造業</p> <p>九 細分類 2 5 9 2 ー弁・同附属品製造業</p> <p>十 細分類 2 6 5 1 ー鑄造装置製造業</p> <p>十一 細分類 2 6 9 1 ー金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>十二 細分類 2 6 9 2 ー非金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>十三 細分類 2 9 2 9 ーその他の産業用電気機械器具製造業 (車両用、船舶用を含む)</p> <p>十四 細分類 3 2 9 5 ー工業用模型製造業</p>	<p>四 2422 機械刃物製造業</p> <p>五 2424 作業工具製造業</p> <p>六 2431 配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)</p> <p>七 245 金属素形材製品製造業</p> <p>八 2465 金属熱処理業</p> <p>九 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十 25 はん用機械器具製造業 (ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>十一 26 生産用機械器具製造業</p> <p>十二 27 業務用機械器具製造業 (ただし、274 医療用機械器具・医療用品製造業及び 276 武器製造業を除く。)</p> <p>十三 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十四 29 電気機械器具製造業 (ただし、2922 内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>十五 30 情報通信機械器具製造業</p> <p>十六 3295 工業用模型製造業</p>
4	P4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p>	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3</p>	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3 (1)に</p>

			<p>(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(鑄造の例:加工品の切削・バリ取り・検査業務、型の保守管理等)に付随的に従事することは差し支えない</p>	<p>定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(鑄造の例:加工品の切削・バリ取り・検査業務、型の保守管理等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>
5	P4	○1つ目	<p>○ 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第1条第1項第7号に基づき告示をもって定めたものです。</p>	<p>○ 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第7号に基づき告示をもって定めたものです。</p>
6	P4-5	○2つ目	<p>○ 素形材産業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類2194-鑄型製造業(中子を含む)</p> <p>② 小分類225-鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類235-非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類2424-作業工具製造業</p> <p>⑤ 細分類2431-配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>⑥ 小分類245-金属素形材製品製造</p>	<p>○ 製造業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類2194 鑄型製造業(中子を含む)</p> <p>② 小分類225 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類235 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類2422 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類2424 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p>

			<p>業</p> <p>⑦ 細分類 2 4 6 5 ー金属熱処理業</p> <p>⑧ 細分類 2 5 3 4 ー工業窯炉製造業</p> <p>⑨ 細分類 2 5 9 2 ー弁・同附属品製造業</p> <p>⑩ 細分類 2 6 5 1 ー鑄造装置製造業</p> <p>⑪ 細分類 2 6 9 1 ー金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>⑫ 細分類 2 6 9 2 ー非金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>⑬ 細分類 2 9 2 9 ーその他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）</p> <p>⑭ 細分類 3 2 9 5 ー工業用模型製造業</p>	<p>⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑨ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑩ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑪ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑫ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</p> <p>⑬ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑭ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>⑮ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑯ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p>
7	P5	○1つ目	<p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で前記の①～⑭に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出</p>	<p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑯に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消</p>

			<p>荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p> <p>① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合はいいです。また、次のものも製造品出荷に含みます。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの</p> <p>イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）</p> <p>ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）</p> <p>② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいです。</p> <p>③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販</p>	<p>費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p> <p>① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合はいいです。また、次のものも製造品出荷に含みます。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの</p> <p>イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）</p> <p>ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）</p> <p>② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいです。</p>
--	--	--	--	--

			売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいいます。	
8	P6	○1つ目	○ 素形材産業分野 において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。	○ 製造業分野 において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。
9	P6	○4つ目	(新規)	○ 分野別運用方針別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる「電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。
10	P6	【確認対象の書類】	○ 素形材産業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3-1号)	○ 製造業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3-1号)
11	P7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 素形材産業分野 において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は 素形材産業分野 の第2号技能実習を修了した者とする。	分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 製造業分野 において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は 製造業分野 の第2号技能実習を修了した者とする。

			<p>なお、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の3分野においては、製造現場で従事する業務の多くが共通していることから、技能水準及び評価方法を統一し、「製造分野特定技能1号評価試験」として共通の評価試験を実施する。</p> <p>(1) 技能水準（試験区分） 別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>(2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>	<p>(1) 技能水準（試験区分） 別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験</p> <p>(2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>
12	P7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹とな</p>

			<p>技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>る部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
13	P8	○1つ目	○ 1号特定技能外国人として 素形材産業分野 の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。	○ 1号特定技能外国人として 製造業分野 の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
14	P8	○4つ目	○ なお、 素形材産業分野 においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ なお、 製造業分野 においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。
15	P10	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準【関係規定】	<p>告示第3条</p> <p>素形材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとす</p>	<p>告示第3条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p>

			<p>る。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議・連絡会」という。）の構成員であること。</p> <p>二 経済産業省又は協議・連絡会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>	<p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>二 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>
16	P10	○1つ目	<p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。</p>	<p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです</p>
17	P10	○2つ目	<p>○ 素形材産業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員にならなければなりません。</p>	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。</p>
18	P10	○3つ目	<p>○ 構成員は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。</p>	<p>○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。</p>
19	P10	○4つ目	<p>○ なお、協議・連絡会に関する問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p>	<p>○ なお、協議会に関する問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p>

20	P11	【確認対象の書類】 ○1つ目	○ 素形材産業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）	○ 製造業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）
21	P11	【確認対象の書類】 ○2つ目	○ 協議・連絡会 の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））	○ 協議会 の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））
22	P11	【留意事項】 ○1つ目	○ 令和3年3月1日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、協議・連絡会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））の提出が必要です。	（削除）
23	P12	第4 上陸許可に係る基準 【関係規定】	告示第1条 素形材産業分野 に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	告示第1条 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。） に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

24	P12	○1つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、 素形材産業分野 に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、 製造業分野 に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
25	P13	【確認対象の書類】 ○1つ目	○ 素形材産業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）	○ 製造業分野 における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）
26	分野 参考様式 第3-1号		<p>分野参考様式第3-1号</p> <p>素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>素形材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、塗装、溶接のいずれかの業務であること。 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 細分類2194-鋳造製造業（中子を含む） 2 小分類225-鉄素形材製造業 3 小分類235-非鉄金属素形材製造業 4 細分類2424-作業工具製造業 5 細分類2431-配管工用附属品製造業（バルブ、コックを除く） 6 小分類245-金属素形材製品製造業 7 細分類2465-金属熱処理業 8 細分類2534-工業窯炉製造業 9 細分類2592-部・同附属品製造業 10 細分類2651-鋳造装置製造業 <ol style="list-style-type: none"> 1 細分類2691-金属用金型・同部分品・附属品製造業 2 細分類2692-非金属用金型・同部分品・附属品製造業 3 細分類2929-その他産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む） 4 細分類3295-工業用模型製造業 3 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員であること。 4 経済産業省又は協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。 5 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 <p>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>	<p>分野参考様式第3-1号</p> <p>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 細分類2194 鋳造製造業（中子を含む） 2 小分類225 鉄素形材製造業 3 小分類235 非鉄金属素形材製造業 細分類2422 機械刀物製造業 細分類2424 作業工具製造業 細分類2431 配管工用附属品製造業（バルブ、コックを除く） 小分類245 金属素形材製品製造業 細分類2465 金属熱処理業 小分類248 ホット・カセット・リベット・小ねじ・水ねじ等製造業 10 中分類25 はん用機械器具製造業（ただし、細分類2591 消火器具・消火装置製造業を除く。） 11 中分類26 生産用機械器具製造業 12 中分類27 業務用機械器具製造業（ただし、小分類274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276 武器製造業を除く。） 13 中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 14 中分類29 電気機械器具製造業（ただし、細分類2922 内燃機関電機品製造業を除く。） 15 中分類30 積層回路機械器具製造業 16 細分類3295 工業用模型製造業 3 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 4 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。 5 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 <p>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>